

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年12月1日(月)
午前10時00分から

1 議題

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 選挙人名簿から抹消する者について | (議案第80号) |
| (2) 選挙人名簿に登録する者について | (議案第81号) |
| (3) 選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について | (議案第82号) |

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について（予定）
令和8年1月20日(火) 午前9時40分から
令和8年2月20日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第 80 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 抹消する者の数 | 268 人 |
| 内訳 死亡者 | 56 人 |
| 市外転出者 | 212 人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和 7 年 12 月 1 日 |

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

- (2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至つたとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

<※1> 法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参考)

抹消の基準日 令和7年12月1日

1 死亡者

令和7年12月1日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年8月1日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区分	男	女	計
死亡者	30	26	56
転出者	110	102	212
計	140	128	268

議題（2）
議案第 81 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 12 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 登録する者の数 | 1,102 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和 7 年 12 月 1 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録）

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、^{<※1>}登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項（略）において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1> 法第 19 条第 2 項（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月（（略）「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議題（3）
議案第82号

選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市城選告示第29号）を廃止する。

令和7年12月1日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古賀 勉

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミリ メートル	福岡市城南区選挙管理委員会 委員長	選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登録証明書用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に関する調書					不在者投票に関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人名簿抄本用
在外選挙人の不在者投票に関する調書					在外選挙人の不在者投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関する調書用

(根拠)

- 議決及び告示 福岡市区選挙管理委員会規程第27条、福岡市公印規則第9条の2 第1項及び第3項による。

○福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）

（公印の取扱い）

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

○福岡市公印規則（抜粋）

（電子印）

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所長に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用することができる。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書（以下「電子印使用文書」という。）及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。